

医療法人河原医院

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

2. 当社の課題

課題1： 男女の平均継続勤務年数の差異はないが、勤続年数自体は短い

課題2： 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）が十分ではない

3. 目標

- ・ 男女ともに平均勤続年数を8年以上とする

4. 取組内容と実施時期

取組1： 長時間残業を削減するための意識啓発を行う

- 令和 4年 4月～ 各事業所の業務の内容について、状況を把握する。
- 令和 4年 10月～ 業務の優先順位付けや業務分担の見直しを実施する。業務プロセス等の分析・削除と検証、会議・資料作成の効率化を図る。
- 令和 5年 3月～ 実施結果の反省等を実施し、次年度に反映する。

取組2： 有給休暇取得を推進する取組を実施する

- 令和 4年 4月～ 有給休暇取得の状況を把握する。
- 令和 4年 6月～ 有給休暇取得のために、制度についての説明や周知を行うと共に職場環境の整備を実施する。管理職による率先取得の実施。
- 令和 5年 3月～ 実施結果の反省等を実施し、次年度に反映する。

取組3： 柔軟な働き方を選択した職員に対応したキャリアプランやキャリア形成の方針の明確化を実施する

- 令和 4年 4月～ 職員のアンケート調査やヒアリングを実施し、現状を把握する。
- 令和 4年 6月～ 職場内の制度の見直しや導入を検討する。また、柔軟な働き方を実現するために、限定社員制度の導入を検討する。
- 令和 5年 4月～ 制度の導入を実施する。制度に関するパンフレットの作成・配布を行い、職場内の周知を実施する。管理職への研修を実施する。
- 令和 5年 10月～ 実施結果や課題を分析し、取り組む内容の強化や施策の追加等を検討する。